

「適用事業所全喪届」の手続きについて

1. この届出には添付書類が必要となります。下記記載の「添付書類」に書かれた書類をご用意のうえ、全喪届と併せてお届けください。
2. 全喪の手続きをされる時点で加入者がいる場合には、同時に「資格喪失届」の提出が必要となります。被保険者証（高齢受給者証・限度額適用認定証をお持ちの方はそちらも）を添付のうえ、適用事業所全喪届とともにご提出ください。
なお、被保険者の方が国民健康保険に加入手続きを行う場合には、処理後に送付します「被保険者資格喪失確認通知書」のコピーをお渡しになり、市区町村の国保担当窓口を持参するよう説明してください。

「適用事業所全喪届」の記入上の注意

- ③欄は、被保険者全員が資格を喪失した日（退職日の翌日）以降の日付を記入してください。
- ④欄は、該当するものに○を囲んでください。
- ⑦欄には、全喪後の連絡先をご記入ください。

「添付書類」

適用事業所全喪届には、事業所が閉鎖（事業が終了）したことが確認できる書類を添付してください。

- （例）解散登記の記載がある登記簿謄本（コピー不可）
雇用保険適用事業所廃止届の事業所控えの写し

※上記の書類の添付が困難な場合は、当健保組合までお問い合わせください。

関東めつき健康保険組合

担当 業務課

〒113-0034

東京都文京区湯島1-11-10

電話：03-3813-5916